

カラスへの「無意識なえづけ」はやめましょう！

野生鳥獣による農作物被害が発生しています。その中でもカラスは、残飯を狙ってごみを荒らしたり、フンによる道路の汚染など、私たちの生活にも影響を及ぼしています。

カラスは、動物性・植物性問わず何でも食べる雑食性の鳥ですが、代謝が高く、数日間えさを食べられなければ餓死してしまうと言われています。冬期間のえさを減らすことで、個体数を減少させることができ、被害軽減につながります。

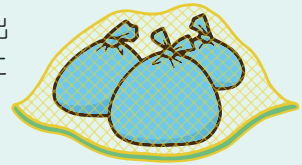
自然界のえさが少なくなる冬に「いかにえさを与えないか」ということがカラス対策のポイントとなりますので、ぜひ身の回りの点検をお願いします。



「無意識なえづけ」になっている事例

▷生活ごみの放置

カラスは、視覚を頼りに食料を探しているのですが、ごみを指定の収集場所に出す際は、残飯を発見されないように新聞紙等でつつんでごみ袋に入れるようにし、ネット等で覆う場合は、隙間のないようにしっかりとおさえましょう。



▷出荷しない農作物の放置

出荷しない果実や野菜は、土に埋めるなどカラスに発見されないようにしましょう。

▷庭木の果実・家庭菜園の放置

庭木の果実・家庭菜園はすべて収穫・撤去し、カラスに与えないようにしましょう。

問い合わせ先…農林政策課 内線2513

カラス対策のLEDライト、デッキブラシ、バケツを貸し出しています！

カラス対策の1つとして、懐中電灯等の光を照射すると追い払えることがあります。市では、電線等にとまっているカラスの追い払いに期待できるLEDライト、フン掃除用のデッキブラシとバケツを貸し出していますので、希望する方はお申し込みください。

問い合わせ・申込先…環境対策課 内線2367

鳥インフルエンザの発生を防止しましょう！

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。秋から春は渡りが始まり本病発生の警戒が必要となる時期ですので、次のことに注意してください。

家きんを飼っている場合

*家きん…鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

①渡り鳥や野鳥との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。また、飼育小屋は防鳥ネット（2cm角以下）で囲い、野鳥が入らないようにしましょう。

②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。

③世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。

④家きんの死亡が続くなど異状がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡してください。

死亡した野鳥を見つけた場合

①素手では触らないようにしましょう。

②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、西北地域県民局地域農林水産部林業振興課または市役所農林政策課にご相談ください。

③②以外で死亡した野鳥を処分する際は、市指定ごみ袋に入れ、燃やせるごみとして処分してください。

問い合わせ先

▷西北地域県民局地域農林水産部

つがる家畜保健衛生所 Tel42-2276

▷西北地域県民局地域農林水産部林業振興課

Tel0173-72-6613

▷農林政策課 内線2520